

国営備北丘陵公園特定運営事業 募集要項等の一部修正について

令和8年10月2日
国土交通省 中国地方整備局

令和8年6月1日付で公表しました国営備北丘陵公園特定運営事業の募集要項等について、次のとおり修正しています。

資料1 実施契約書(案)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
1	25	第9章	第67条	1		違約金等一運営権者事由解除	第57条各項又は第58条の規定により本契約が解除された場合、運営権者は、中国地方整備局に対して中国地方整備局の指定する期限までに次項又は第3項に定める違約金その他の金員を一括で支払わなければならない。ただし、両者の間で協議の上、合意した場合には、分割払いとすることを妨げない。また、運営権者の構成員は、当該支払いについて連帯して違約金支払義務を負うものとし、本契約締結と同時に、別紙11の様式による保証書を中国地方整備局に差し入れるものとする。	第57条各項又は第58条の規定により本契約が解除された場合、運営権者は、中国地方整備局に対して中国地方整備局の指定する期限までに次項又は第3項に定める違約金その他の金員を一括で支払わなければならない。ただし、両者の間で協議の上、合意した場合には、分割払いとすることを妨げない。また、運営権者の構成員は、当該支払いについて連帯して違約金支払義務を負うものとし、本契約締結と同時に、別紙11の様式による保証書を中国地方整備局に差し入れるものとする。 <u>なお、次項及び第3項に定める損害額と違約金の差額に関する支払債務は、本項に定める保証の対象には含まない。</u>
2	61	別紙5	第1章	3	(2)ア	支払手続	中国地方整備局は、業務実施報告書(四半期報)を受理した日から15日以内に、中国地方整備局によるモニタリング結果を運営権者に通知する。	中国地方整備局は、業務実施報告書を受理した日から15日以内に、中国地方整備局によるモニタリング結果を運営権者に通知する。
3	66	別紙5	第2章	1	(5)	運営権者の累積負担に係る協議	— (記載なし)	<u>(5)運営権者の累積負担に係る協議・(3)の改定方法を繰り返し適用することにより、運営権者の事業継続に著しい影響が生じたときは、運営権者は、中国地方整備局に対し、事業継続に必要な措置について協議を申し入れることができる。この場合、中国地方整備局は、運営権者の事業継続性を考慮し、誠実に協議に応じるものとする。</u>

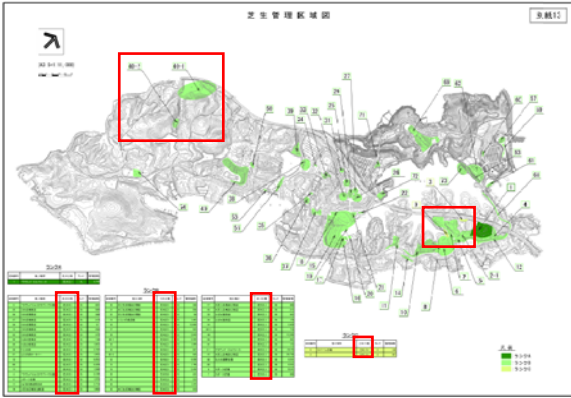
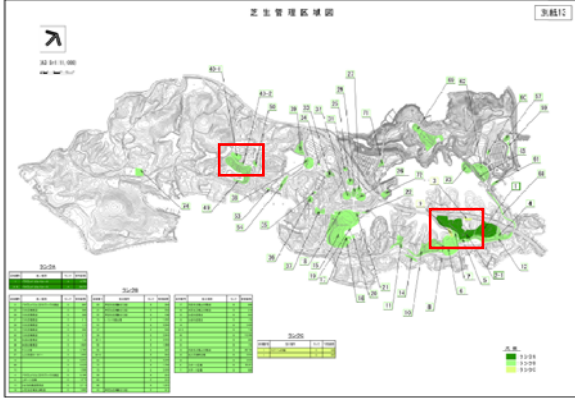
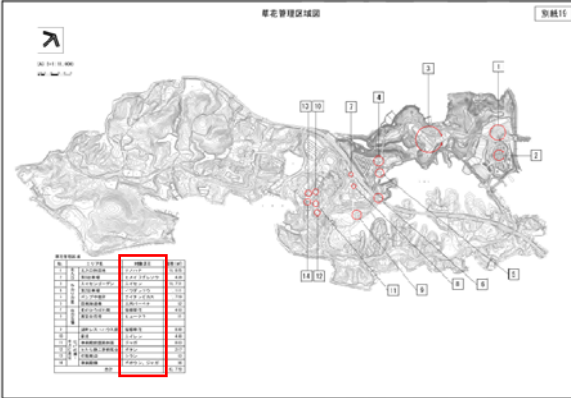
No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
4	82	別紙11	第1条			保証	保証人は、 <u>本契約第67条に基づき</u> 運営権者が中国地方整備局に対して負う <u>違約金及び損害賠償支払債務その他の債務</u> (以下「主債務」という。)を、運営権者と連帯して保証する。	保証人は、運営権者が中国地方整備局に対して負う、 <u>本契約第67条第2項及び第3項に定める違約金の支払債務</u> (以下「主債務」という。)を、運営権者と連帯して保証する。

資料2 基本協定書(案)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
1	13	別紙1	31			本議決権株主	<u>第5条第1項により設立されたSPCが発行した完全無</u> <u>議決権株式をいう。</u>	<u>本議決権株式の株主をいう。</u>

資料3 要求水準書

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
1	10	第2	3	(5)		入園料金及び駐車料金の設定	また、運営権者は、運営期間中において入園料金及び駐車料金を変更する場合は、当該変更日の90日前(休日を除く)までに、中国地方整備局に届出を行うこと。 ~~ただし、入園料金及び駐車料金の一時的な変更が必要となるイベント等を開催する場合には、当該変更日の30日前(休日を除く)までの届出を認めることとする。~~	また、運営権者は、運営期間中において入園料金及び駐車料金を変更する場合は、当該変更日の90日前(休日を除く)までに、中国地方整備局に届出を行うこと。 <u>なお、いずれの場合も、料金帯として届け出た場合は、運営権効力発生日(変更する場合にあっては当該変更日)の30日前(休日を除く)までに料金を確定し、中国地方整備局に報告すること。</u> 入園料金及び駐車料金の一時的な変更が必要となるイベント等を開催する場合には、当該変更日の30日前(休日を除く)までの届出を認めることとする。 <u>イベント等の変更が生じ、届け出た内容を変更する際は、速やかに中国地方整備局に報告すること。</u>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
2	—	別紙13				芝生管理区域図	— 	・区域番号2-1 グラウンド・ゴルフコース を追加 ・区域番号40-1 の図面を修正 ・区域番号40-2 の図面を修正 ・ランクA～Cの芝刈工種の表示を削除 
3	—	別紙19				草花管理区域図	— 	・対象草花の表示を削除 